

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和元年12月11日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 議案第56号 愛西市部設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第57号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第58号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第59号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第60号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第61号 愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第62号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第63号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第64号 愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第65号 愛西市中央図書館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第66号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第67号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第68号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 請願第4号 子ども医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第15 議案第69号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第74号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第75号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会計室長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中 野 悦 秀 君	高齢福祉課長	後 藤 真 治 君
保険年金課長	横 井 誠 君	保 険 年 金 課 課 長 補 佐	石 原 優 雅 君
人 事 課 長	小 林 徹 男 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

1 点、発言の訂正をお願いしたいと思います。

12月 6 日の本会議における竹村議員の一般質問に対しまして、答弁の訂正をお願いしたいと思ひます。

内容につきましては、湊高地区暫定用途地域解除の取り組みについて総括的な見解を申し上げた中で、平成13年 7 月には暫定用途地域は解除に至ったというような答弁をいたしましたけれども、正しくは平成13年 7 月には暫定用途地域は解除に至らなかったということでございますので、訂正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鷺野聰明君）

本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第69号から議案第76号の 8 件が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第 2 項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第 3 項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・議案第56号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正について、質問をいたします。

統合庁舎完成後の平成28年4月に組織・機構が見直しをされたというふうに記憶をしておりますが、今回の見直しは健康福祉部を2部に組織再編を実施するとのことですが、その理由をお伺いいたします。また、健康福祉部はそもそも市民の利用が多い部署であります。来庁者への混乱を避けるためにも事前周知が必要と考えますが、どのように実施するのかお尋ねいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

御答弁させていただきます。

平成28年4月に組織の見直しを行ってから3年が経過いたしました。福祉、保険、医療等を一体的にサービス展開を行ってまいりましたが、近年の社会情勢の変化により制度改正も頻繁に行われ、事務も煩雑化している状況にあります。今後も市民の健康への支援、子育てに関する支援が今後さらに重要であると考えます。そこで、健康福祉部を分割し、保険福祉部と健康子ども部の2部体制にするものでございます。

次に、事前周知であります。市のホームページや広報において周知していきたいと考えています。以上です。

○3番（佐藤信男君）

それでは、再質問をさせていただきます。

市民協働部から防災、防犯及び交通安全に関することを企画政策部のほうへ移管するといった条例の一部改正が行われますが、どのような効果が得られるのかお伺いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

近年の災害発生状況に鑑み、企画政策部に事務を移管し、これらの課題に対し、より庁舎内連携を図ることで、災害対策、交通安全、防犯などの安全・安心なまちづくりをより一層推進させていきたいと考えています。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

先ほど分割のお話があったわけなんですけれども、今まで一緒にやってきて、2つに分けることによってどんな弊害が考えられて、それをどう手当てするのかお聞きをしたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃられた弊害というのは、特になく考えています。メリット等については、今まで以上にきめ細かく部長が統括できるかなあとということで考えております。今後、そういった市民に影響のないような形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは質問いたします。

今回、佐藤議員、吉川議員の質問もありましたが、最初に健康福祉部を2分割することに関してですけれども、先ほどのところでは社会情勢や政府の変化が激しいのでという話がありましたが、なぜ保険に関することと子育て支援を1つの部にまとめた、要は保険福祉部と健康子ども部に分けた理由、そういう形で分割した理由についてお尋ねをしたいというふうに思います。子供施策の強化ということもあるかもしれませんが、その点について、まず1点目として。

それから、健康子ども部の事業とか施策、新たにできる健康子ども部ですが、その事業とか施策というのはこれまでとどう変わるのか、また、それぞれの部内の課の配置等をどうするのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、2つ目として、防災、防犯及び交通安全に関することを企画部に移動させることについて、先ほども庁舎全体でという話がありましたが、いわゆる防災と防犯、交通安全というのは事業の性質がかなり違うと思うのですが、全てそれを企画部に移行してしまうのはなぜか。特に、分割して一部は市民協働に残すということもあったと思うんですけれども、その点についての理由を聞きたいと思います。また、先ほど企画政策部に行けば庁舎全体のほうへ行くという話がありましたけれども、自治体によっては危機管理部のように、いわゆる市長直属の部として災害対応などを行っているところもありますが、そうしたものの設置の考えというのがあるかについてお尋ねをします。

○総務部長（奥田哲弘君）

御答弁させていただきます。

まず、1点目の関係ですが、健康子ども部を設置することで妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施したいという考えから、2課を一緒にしたものでございます。

次に内容でございますが、これまでと変わることはございません。特に子育てに関する施策は、切れ目ない支援の実施を心がけたいと考えているところでございます。

課の配置でございますが、健康子ども部には健康推進課、児童福祉課の2課、保険福祉部には保険年金課、高齢福祉課、社会福祉課の3課の配置を考えているところでございます。

続きまして、防災の関係でございますが、防災と防犯、交通安全につきましては、事務の性質上、津島警察署等との連携を考えれば性質がかなり違うとは考えていません。事務分掌の見直しを実施せず、今回は課の移管のみを行い、今後も一体的に進めたいと考えているところでございます。

また、危機管理部の考えはということでございますが、現段階ではそのような考えはございません。以上でございます。

○17番（真野和久君）

健康福祉部という形で、先ほどいわゆる子育ての関係に関しては、こういう形で強化を図っ

ていくというのはわかるんですけども、保健センターの関係というのは、当然子供だけじゃなくて高齢者とか含めて、いわゆる保健関係については全ての年代にわたって行っていく必要があると思うんですけども、そうした関係をどういう形で進めていくのかについて具体的にお尋ねしたいというふうに思います。

それから、部課の配置は全然変わらないという話ですけども、中身的に保健センターのほうに行く事業というのは今までと全く変わらないのかについて。要は、今本庁のやっているところの業務が保健センターに移ることも本当はないのか、あるいは逆にこっちへ来るのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、防犯、防災に関して、確かに警察署とかの関係でいうと同じふうには思うんですけども、ただ、例えば防犯とか交通安全ということに関する事業に関しては、かなり全庁を挙げていろいろとやっているとは思うんですけども、日常的というところが中心になってきて、ある意味防災のほうになってくると、かなり専門的な問題も含めて検討していかなきゃならない部分というのがあると思うんです、全庁的な体制の見直しも含めて。その点については、具体的にこれからどういうふうに進めていくのかなというのについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず、1点目の健康推進の関係でございますが、どうしても子育ての施策をより強化ということでございますが、その部は子育て専門の課ではございませんので、今までの健康推進と子育てを統括していく部ということで考えていただきたいと思います。また、保健センターのほうに事務が移管するものはございません。現状のままの事務の形態、事務分掌までは変える予定はしてございません。

次に、防災、交通安全の関係のところでございますが、一般的にこの3つの部署、仕事は一体的にやっていくというのが私ども一般的かなあと。他の市町村においても、その3部門においては統括的に実施しているところが多いと認識をしておりますので、今後も防災対策等、当然中心に進めてまいります、何ら変わらないというふうに思っているところでございます。以上です。

#### ○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第57号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第2・議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

従来は、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会と公益財団法人愛知県市町村振興協会の2団体であったわけですが、今回新たに7団体を追加した理由は何ですか、お伺いいたします。

また、市から補助金を支出している団体に職員を派遣することができるようになるが、外郭団体を今後どのようにするつもりなのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

最初に、新たに7団体追加した理由ということでお答えさせていただきます。

この追加した団体で、愛知県市長会以外の6団体につきましては市の外郭団体として事業を行う団体ですので、派遣を行うことで事業が円滑に推進されると考えております。

次に、外郭団体をどのようにというようなお話でございます。

外郭団体につきましては、市の施策・方針のもとで補完的に機能するものでございまして、その方針に従って経営努力と責務が求められるものでございます。市職員を派遣することで業務の円滑な実施が推進され、地域の振興や市民生活の向上に資するものと考えております。以上です。

○3番（佐藤信男君）

それでは、再質問させていただきます。

外郭団体の一つである観光協会は、なぜ追加しないのかお伺いいたします。

また、派遣された場合の職員の身分はどうかお尋ねいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まず、観光協会はなぜ追加しないのかという御質問でございますが、公益的法人等への職員を派遣できるのは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で規定された団体のうち、条例で定めるものとなっております。観光協会につきましては、法律の規定がございませんので職員を派遣することができないというものでございます。

あと、派遣された職員の身分ということですが、他の職につくのと同様の処遇で、身分も保有したまま派遣の辞令となります。ただし、相手団体との協議の上、期間や給料の支払い方法、諸手当の支払い方法などを決めていくこととなります。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、質問をさせていただきます。

今回の条例改正に至ったことについては、今、何で追加をしたのかということはお話がありました、なぜその必要性があったのかということについて、7団体ふやさなければならな

った必要性について、1点お伺いをいたします。

また、退職後の職員の再雇用先等について、退職管理を行う条例というのがあるんですが、これについてはさきの議会等で承認をされておるところですが、退職した職員がそういう団体に就職したときには管理をする、報告をするということを義務づけている内容ではありませんけれども、その退職管理を行う条例は、そういう管理をしていくということにはなっているんですが、また新たに公益的法人等の関係性をより一層深めるということについては、そこで何らかの問題が生じる可能性があるのではないかというふうに考えるんですが、その辺のところについて、それを防げるような、どう市として考えているかということについてお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まず最初に、今回の派遣の条例でどのように外郭団体との関係を築いていくかというようなお話だと推測しますが、それにつきましては当然先ほどもちょっと御答弁させていただいたんですけれども、外郭団体につきましては市の施策を行っているというところがございますので、その関係性を保つことによって市の振興、市民生活の向上というのに資するというところを強力に出していきたいかなあというふうには思っております。

続きまして、退職管理等の関係ということでございますが、退職の関係につきましては、退職後に再就職した元の職員というのが対象となるわけでありまして、今回派遣する職員はまだ市の職員ということで、退職管理の条例とかには当然関係がないということでございます。以上です。

○18番（河合克平君）

公益的法人との関係性がより深まる団体がふえるということについて、市の行政とその公益的法人とのかかわりでいうと、補助金も払っているわけですから、そういう中では関係性が市が規制をするというわけではないですが、市からの要望を聞き入れなければならない状況であったり、聞き入れるようなことを強要するということはないですが、そういうような団体との関係性が並列の関係から市がより管理ができるような関係になるのではないかということ推察するわけですが、そういう団体が特に市の外郭団体の中で6団体もふえるということについて非常に危惧するわけですので、その辺については何かそういったことにならないというような方策というか方法を取りながらこれを行っていくかどうかについて、お伺いをしたいです。

今、これから定年が延びていく中で雇われている職員がふえていくということも、退職される職員が少なくなっていくということもあって、こういう条例が出されたのかなあというふうにも思っているんですが、その辺のこととのかかわりについてはあるのかなのか教えていただけますか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

先ほどのお答えをさせていただきたいと思います。

関係性を保っていくことはとても重要なことだと思いますし、先ほども御答弁させていただいたとおり、市の施策を具体的にやっていただける外郭団体というふうに考えております。ですので、当然派遣先の団体と私どものほうと相互に協議をしながらいい形にしていくというの

が、やっぱり私たちに求められた責務だというふうには考えております。

あと、退職者をというようなお話だったと思うんですが、こちらにつきましては必ず退職者ということではございません。市の職員を派遣するということでございますので、議員おっしゃられたように退職者が増加するということは現実の話ではございますが、それに限ったものではないということでお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第57号について質問をさせていただきたいと思います。

現在のこの団体等で働いている方たちというのは、元職員で再任用ではないわけですが、どのような契約で勤務しているのか。あと、この職員みずからこういった団体に就職活動をして働いているのか、それとも市があっせんして働いているのか、それとも今働いている人たちは正規職員なのかパートなのか、現状についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

それから、今回この条例を制定されるに当たって、既にこの団体で勤務している元職員の方たちがいらっしゃるわけですが、こういった方々の勤務契約が変わるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。変わらないのであれば、現在の元職員の給与体系と同じような体系で市からの再任用の職員が派遣されるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、今現在こういった団体に人件費何人分とかというような形の補助金が出ているわけです。そこで、こういった再任用を派遣することによって、この団体への補助金減額とかというのはどのように変わるのか、検討されているのかお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど他の議員から質問があつて、派遣することによって運営が円滑になるということは、今円滑でないということになります。何が円滑でないのかお聞きしたいのと、それから関係を保つということで、本来ならば外郭団体であろうが市と外郭団体との関係というのは第三者的にチェックできる体制を保たねばならない、今までの答弁だと強い関係をつくるということで、その団体の自立性が損なわれ、市のチェック体制が崩れると思われても仕方がないような答弁だったと感じておりますけれども、この第三者的なお互いの距離感というのをどう保っていくのか、その点の方策についてお伺いをしたいのと、それから、この関係を保つことによって市の情報が限りなくこの団体に流れてしまうという危惧を大変先ほどの答弁で感じたわけですが、この市の情報がお互いの会議やら何やらで流れていかない、ここまでしゃべれないというような制度的なものを考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（鷺野聡明君）

吉川議員、全て事前通告されていますか。

○6番（吉川三津子君）

私のほうでは、形態を変えることの目的とかデメリットについてお伺いをする予定でございましたので、先ほどそれについては答弁がございましたので、一步踏み込んでの質問をさせて

いただいておりますので、通告している内容でございます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁させていただきたいと思えます。

まず、元職員の関係でございますが、こちらにつきましては元職員につきましては各団体の条件のもとで雇用されてございますので、直接雇用契約がされているはずで。あと、パートなのか正職なのかというところにつきましては、大変申しわけございません、ちょっとそちらについては調べてございませんので、今の状態ではわかりかねるということで御了承ください。

次に、元職員の勤務契約が変わるのかというお話ですけれども、こちらにつきましては元職員の契約が変わるものとは考えておりません。派遣される職員につきましてはの給与形態につきましては、市に準ずるということでお考えいただければと思えます。

その次、補助金の話でございますが、こちらにつきましては当然職員が派遣されることになれば、人件費分相当の補助金については減額すべきであるというふうには考えております。

メリット・デメリットの関係でございますが、まず私が先ほど御答弁させていただいた関係というところで、チェック機能がなくなるんじゃないかとか、自立性が損なわれるんじゃないかという御質問でございましたが、当然先ほどもお答えさせていただいているように、市の事業をかわって進めていただく団体でございますので、そこら辺につきましては自立性が損なわれるようなことはないような方策というのは考えていきたいというふうに思っております。

あと、情報が流れてしまうんじゃないかというようなお話もございましたが、当然市の職員として行くものでございますので、そちらについては守秘義務等もございます。その辺は職員も考えておるというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

それでは、数点再質問をさせていただきたいと思えます。

これから再任用という形でこれらの団体のほうに職員が派遣をされていくということでございますが、現在これらの団体で働いていらっしゃる方というのは、部長クラスとか課長クラスとか、そんな方が見受けられるんですけれども、今後こういったところに派遣していく職員の役職は限定をされているのかお聞きをしたいと思います。

それから、再任用の希望というのは全ての職員にされているのか、そして派遣先、部署の希望を聞いているのか、役職にかかわらず希望を聞いて実施していくのかお聞きをしたいと思います。

それから、再任用の基準、それから派遣の基準というのをつくる予定があるのか。やはり公平性で透明性という部分で、課長クラス以下と言ったら言い方失礼ですが、そういった方々以外でもその仕事に合った人があれば採用されるような基準をきちんとつくって実施していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、まず役職が限定されるのかというような御質問でございます。

まず最初に、再任用の者というちょっと限定的なお話ではございましたが、先ほども御答弁

させていただいたように、再任用の者だけでなく市職員を派遣するという御認識をいただきたいというふうに思います。

派遣先の希望を聞いているかということでございますが、今、再任用に限ってのお話でございますが、再任用につきましては再任用になるに当たりまして希望をとり、あとは人事との関係がございますので、一応希望は聞いているというような状況でございます。

再任用の基準とか派遣の基準ということでございますが、まず再任用につきましては再任用の採用のための基準というのがございます。派遣の基準につきましては、今現在のところ派遣の基準というものを持ち合わせておりませんので、また今後につきましてもそこら辺は考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

議長、済みません。ひょっとして私の聞き方が悪くて食い違いがあるかもしれないので、もう一度。答弁が違っているような気がしますので。

先ほど私がお聞きしたのは、再任用を希望している職員から派遣先、こういった仕事をしたとか、そういったところを聞いているかということで御質問したんですけど、答弁はその答弁ではなかったような、団体の希望を聞いてという答弁だったので、食い違いがあったと思いますので、もう一度よろしくお願ひします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

再任用の方ということでございますが、派遣先を希望という形でとるような形には今なっておりません。一応今の状態ですと、市のいろんな職場がございますので、そちらに対する例えば市民課に行きたいとかそういうような希望についてはとっておりますが、あくまでも外郭団体へ出たいというような希望の形にはなっておりません。以上です。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第57号について質問させていただきます。数人の方が質問されておりますが、私のほうから通告に基づいて質問させていただきます。

派遣職員の給料が愛西市の職員の給料表で支払われるのか、お尋ねいたします。また、差額が生じた場合、どちらの負担になるのかお尋ねいたします。

次に、土地改良関係のほうに派遣されるんですが、海部土地改良区という土地改良区がありますが、なぜ含まれていないのかお尋ねいたします。以上です。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まず、職員の給料表で払うのかということでございます。

基本的に派遣する職員につきましては、市の職員ということでございますので、市の職員と同様の扱いということでございます。

次に、海部土地が含まれていないのかというような御質問でございますが、今回につきましては市の外郭団体への職員の派遣を主として改正させていただいております。海部土地改良区につきましては市の外郭団体とはしておりませんし、人的援助について必要があるかの協議も今されておられませんので、現状では考えてございません。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

再質問させていただきます。

今回の職員の派遣について、実際若い方から高齢の方まで派遣されるわけですが、要するに派遣年数はどれぐらい、10年も20年も派遣できるのかお尋ねさせていただきます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

派遣期間でございますが、派遣期間につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では3年を超えることができないと規定されておりますが、派遣職員の同意と団体の合意があれば5年まで延長できるということになっております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

○9番（神田康史君）

議案第57号について質問させていただきます。

ちょっと私、文言にこだわりまして、職員の派遣とありますけれども、ここでいう派遣というのは通常のいわゆる労働者派遣法における派遣を意味するのではなく、民間でいう出向、転籍、こういったものを意味するのではないかというふうに推察をしたんですけど、その回答をお願いいたします。また、そうしなければならない法的な制約、理由、例えば民間では高年齢者雇用安定法の改正に基づいて、60を過ぎても65歳までは希望者全員を雇い続けるという制度を導入しなければならないというふうになっています。職員の場合に、こういった62、63、64歳になった方々についてどうするかという問題は当然出てくる。その一環でこのような対応をしようとしているのかという、その背景をちょっとお伺いしたいということ。

先ほども吉川議員の質問にありましたように、再任用ということに非常にこだわってみえる部分、いわゆる偏っている部分の質問がありましたけれども、市の回答では、いや、若手も行かせるんだよというお話がありました。そうすると、例えば民間の出向であれば、出向は移籍出向と在籍出向があります。移籍出向は、普通は転籍といいます。在籍出向というのは、出向元に雇用関係を要するに保存したままで出向先の指揮命令に従う。そうすると、その中の契約の内容そのものは当然出向契約に基づいての対応ですから、団体対この自治体とのお話になって、そうすると今度は該当者の労働条件がどうなるかという部分について非常に不安が出てきます。先ほどの答弁では、おおむね該当者については市の職員でありますから職員としての対応をとるといような回答がありました。また、出向期間等については3年もしくは5年、双方の合意が得られればという回答でした。そうすると、若手が行った場合に、1回行って帰ってきて、また次行って帰ってきて、また次行って帰ってきてということが可能かどうか。当然、若手の場合は、いわゆる出向先に行って要するに市の対応のいろんなノウハウを注入しながら

経営的な制度をきちっと整備していくとかいったことが主眼としてやられて、またその該当者については、そこで鍛えられたものを出向元、つまり市に戻って活躍するということを期待してやられるというふうに感じるわけですがけれども、その辺についてちょっとお話をお願いしたいということと、出向や転籍されて、当然本庁に戻すというときに、今までそういう方々が実績として見えたのかどうかという問題。

それから、先ほどの再任用の部分にちょっと触れますと、市もそうだと思いますけれども、どうしてもポスト処遇ということを否定することは否めない。そうすると、上が詰まると下がどうしても上に行けないという部分の少し認識もあるのかなというふうな感触を持つわけですが、その辺の部分をもとめてで結構ですけど、るる御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、一番最初に労働者派遣法にいう派遣なのか、民間でいう出向なのかということがございます。こちらにつきましては、団体への出向、先ほど議員の言われた民間企業における出向というような感覚でお捉えいただければ結構かと思えます。

その次に、法律上の規制のお話でございますが、こちらにつきましては高年齢雇用安定促進法に基づく年金受給開始までの環境整備のものではございませんし、何歳まで継続雇用しなければならぬというものではないということで御回答させていただきます。

あと、複数回の派遣のお話があったと思うんですが、こちらにつきましては複数回の派遣というのも当然あり得るというふうには考えております。

次に、今までの派遣で行った実績ということでございますが、こちらにつきましては今まで外郭団体に出した者で4人の職員が派遣され戻ってきたという事例がございます。

最後に、退職者、ポスト対策なのかというようなお話でございますが、こちらについてはそういう考えではございません。市の派遣を行うことで市の施策が円滑に推進できると、ここを考えての今回の改正ということでございます。以上です。

○9番（神田康史君）

先ほどの答弁で、いわゆる年金の受給年齢到達までのつなぎではないという御回答をいただきました。若手の方で有期契約、例えば職員を採用するときに、民間では一応いわゆる5年無期、つまり有期契約1年1年を5年結ぶと、6年目からは本人が希望した場合に無期転換しなければいけないという対応がとられるはずなんですけれども、では地方公務員についてはどうか、この1点だけお願いいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

あくまでも市の職員として行くものでございますので、先ほど議員がおっしゃいました有期採用者の5年での無期雇用転換のお話ですが、これには該当しないというふうに考えております。以上です。

○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第58号から日程第5・議案第60号まで（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第3・議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第5・議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質問いたします。

今回は、常任委員長については議員と同じにすることで値下げの提案ですが、議員については4,000円の値上げが提案されておりますが、なぜ値上げが提案されたかについてお尋ねいたします。

次に、値上げが提案されるということは、市の財政状況は健全だということではないかと思えますけれども、市の財政状況について報酬審議会の中ではどのような説明がされ、またどのような討議がされたのかについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

まず、報酬審での値上げの提案についてということでございます。

こちらにつきましては、答申書では過去の経緯、一般職の給与の状況、県内の特別職の報酬等の状況を踏まえまして、市の財政状況も参考にしつつ検討した結果、値上げということでされたということでございます。

次に、市の財政状況のお話ですが、審議会の中では普通交付税の段階的縮減がされているが、影響も軽微であるというふうに判断されておりました。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

報酬審議会の中で値上げの理由として、過去の経緯とか一般職等の比較、他市の状況ということですが、他市の状況についてはどのような状況で値上げの提案になったのか。それから、財政状況については交付税の削減が軽微であったということですが、今議会では招集挨拶の中で、議長は財政が厳しい中というような言葉が使われたと思いますが、そういう状況の中では値上げというのは無理もすると思いますが、その点はどのように受けとめたいのか。財政は健全なのか厳しいのか、どちらでしょうか。

もう一点、10月から消費税が10%に増税されております。そして、消費税を増税して、議員また次の59号、60号については市長や教育長の提案もありますが、消費税を上げて、そしてそれに合わせて特別職の報酬を上げるのかという点では、市民感情としては全く受け入れられないというふうに受けとめておりますが、その点はどのように議論されたのか、受けとめておられるのかお尋ねをしたいと思います。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

順にお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、他市の状況というところのお話でございますが、他市との状況を比較した中でも、実は愛西市は低いほうということでございまして、それも鑑み今回の値上げの答申となったと思います。

あと財政の関係でございますが、財政につきましては確かに苦しい中ではあるというところではございますが、例えば交付税なんかでも段階的に縮減される中で、思ったよりもちょっとそこまでいっていないというようなところも話の中であったということでお伝えさせていただきたいと思います。

最後に、例えば消費税等が増額される中でどうしてだということでございますが、その情勢も加味した中で報酬等審議会のほうで話し合われた結果としてアップということで、この答申については非常に重いものというふうに考えておる次第です。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案第58号から60号、共通ということでお伺いをしたいと思います。

まず、こういった給与等の値上げについては、市民の生活を考え判断せねばならないという視点でお伺いをしたいと思います。

市長にお伺いをしたいんですけども、今、世の中、年収の平均額が値上がりしているというような報道もされている一方、この平均額が上がった原因は高所得者のみの年収が上がって、中間層の平均額は下がってきているんだというデータが出ている状況であります。今の市民の方々の年収格差について、市長はどのような見解をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

所得格差につきましては、昨今における少子高齢化による社会構造の変化も影響しているというふうに思います。特に若年層における所得格差につきましては、拡大の傾向にあるというふうに言われております。市民の生活水準を堅持すべく責務を負う自治体といたしましても、問題として捉えております。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○5番（高松幸雄君）**

議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての質問をさせていただきます。

この議案は、令和元年10月21日に開かれた特別職報酬等審議会の答申を鑑み、議会の議員の報酬月額を改定するものでありますけれども、前回の平成28年度に開催された特別職報酬等審議会の結果から、今回の愛西市特別職報酬等審議会の上程までの経緯と理由を教えてください。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回は、平成28年度に愛西市特別職報酬等審議会のほうが開催されまして、平成28年11月7日に答申が出されておりますが、答申後の11月22日に正・副議長及び各会派の代表者で組織されました会派代表者会において答申書の説明をさせていただいております。その後、議会から各会派の意見を取りまとめた結果、合併から10年がたち、合併特例法による市への交付税も年々減額がされていく中、財政的負担を考慮し見送ると、答申内容の見送りにしたい旨の報告を受けております。

今回につきましては、前回の見送り内容の確認を踏まえまして審議された結果の答申をいただきましたので、令和元年10月21日に正・副議長等へ答申書の説明をさせていただきました。答申書は前回の経緯を踏まえて検討した結果であり、適切に議論されることを求めるとの意見もありますので、今回は上程をさせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第61号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第6・議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

それでは、議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について、お伺いいたします。

一般質問でも取り上げられておりましたが、重複する点については確認のため改めてお尋ねいたします。

改正の内容として、子供医療費の受給者証の交付年齢を12歳から15歳へ、また子供医療費の支給年齢を15歳から18歳に引き上げ、新たな支給対象者については自己負担額の入院は全額、通院は3分の2を償還払いで助成する旨の条例改正であると資料2に示されておりますが、今回、愛西市子ども医療費支給条例の一部改正に至った経緯をお尋ねします。

次に、対象の方への周知等、どのように進められるのか。今後予定されているスケジュールをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

子供医療費の助成拡大については、消費税引き上げによる保育の無償化によりできた財源に一般財源を上乗せして、子育て世代の経済的負担の軽減となるよう、今回の一部改正に至ったところでございます。

今後のスケジュールということでございますが、令和2年4月の実施に向け、12月議会で可決いただければ、その後ホームページ、広報紙に掲載をいたします。また、新たに現物給付の対象が15歳まで拡充されることから、3月ごろにゼロ歳から15歳までの対象者に対し、15歳の年度末までの受給者証を送付いたします。16歳から18歳までの対象者には、子供医療費助成拡大による償還払いのお知らせを送付する予定であります。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

では、償還払いに関する事で再質問いたします。

子供医療費助成の対象が18歳年度末までとしている他市町村において、中学校卒業後の就業者も対象とする可否がそれぞれの自治体であるようですが、今回、本市で新たに対象となる16から18歳の子供については、高校生のみが対象となるのでしょうか。また、償還払いのお知らせは、どのような方法でされるのかお聞かせください。そして、今回、対象年齢が引き上げられることで、現在、中学3年生の子供は来年4月からも償還払いに該当することとなりますが、まとめて申請することは可能であるのかお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回、新たに16歳から18歳まで拡充いたしました。高校生に限らず18歳年度末までの全ての方が対象でございます。対象者につきましては、郵送で個別にお知らせを送付する予定をしております。

次に、まとめて申請していただいても結構でございます。申請は医療費を支払ってから5年間は申請できますので、年齢が該当しておれば一緒に申請いただいても結構でございます。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第61号についてお伺いをしたいと思います。

この医療費無料化については、市長はかつて私の質問に対して、医療費の中学生の無償化で少子化対策の効果はないというような答弁をされてきております。また、私も委員会の中で共産党の議員さんには、中学生の医療費を無料化することによって少子化対策になるとおっしゃ

っていたので、その根拠になるデータ提出を求めてきておりますが、いまだにいただいている状況であります。

市長にお伺いをしたいのは、高校生の医療費の無料化は、子供をもうける、子供を産むという少子化対策の効果があると考えていらっしゃるのか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、他の議員の方々から、議員の要望があったからこれが実現したんだというような議会の中でのお話もあったわけですが、それとは別に市長が実施しようと踏み切った市長としての判断基準、理由はどこにあったのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一点は保育料の無償化のときにも発言をしました。既に生活保護、ひとり親世帯、そういったリスクのあるの方々については保育料の無償化が実施されていて、メリットが本当に困っている人たちには少なかったのが保育料の無償化です。今回の医療費の無償化についても、こういった生活保護、ひとり親世帯の方々には既に無償ですので、メリットのない施策になってきます。そうすると、先ほど市長は若年層の年収格差が問題だという答弁がありました。こういった一括的に補助をするということは、さらにこの若年層、若い世代の方々の格差を広げることにつながることになりませんが、今後こういった弱者の方々に、他の格差を縮めるような福祉サービスの実施は予定されているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、いろんな地域で競争し合いながら医療費の無償化が進んでおります。中高生の無償化をすることによって、にきびの治療費の請求がふえるというデータも出ているという情報が届いているわけなんですけれども、福祉として行う医療費の無償化というのはどこまで必要と考えているのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

まず最初の少子化対策の効果ということでございますけれども、これにつきましては議員もおっしゃられておりましたが、子供医療費を拡大または実施した場合にそれが少子化対策になっているというデータはなかなか我々自身もお示しができない状況であり、これだけで少子化対策になるとは考えておりません。やはり施策の一つではあると思いますが、医療費無料だけをやれば少子化対策になるとは考えておりません。いろいろな施策を組み合わせる必要があるだろうというふうに思っております。

2点目の今回どうして拡大に踏み切ったのかというお話でございますが、当然いろいろな議員さんからも御質問があり、また要望等もお受けをしております。そういったことと、あとは今回、消費税率引き上げによる財源を活用した施策を展開する中で、この医療費拡大、他市の状況も踏まえながら愛西市としても拡大をしようというふうな決断に至りました。

そして、どこまで医療費無料を拡大していくのかということでございますけれども、これにつきましては、やはり愛西市としても今後の人口減少対策、そして少子化対策、どのように進んでいくのかということを見きわめながら、あと先ほど冒頭にもお話しさせていただきましたが、子供医療費による効果をしっかりと我々としては分析をしていかなければならないと思っておりますが、データがなかなかとれないということも事実でございますし、先ほど議員がお

っしやられましたいろいろな治療にこの子供医療費は使っていただけるということもございませので、そういったことも今後はしっかりとデータを収集していきたいというふうに考えております。

あと他の福祉サービスの件でございませけれども、現在につきましては、さまざまな医療費無料になる世帯の方々もお見えになられております。そういった方々に対する施策につきましては、今後しっかりと我々としては検討していかなければならないというふうに思いますが、限られた財源の中で持続可能なサービス展開を考えていかなければならないというふうに考えております。

私から以上の答弁とさせていただきます。

○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、少子化対策には直接は結びつかないというような答弁があったわけなんですけれども、日本全国的に出生率が大幅に医療費をしたから上がっているという状況ではなく、やはり無償競争で市町村間が子供を取り合ってジプシーのように若い世代が転居を続ける、そんなことも起きているわけです。こういったことに対して市長はどう考えるのか、また、市長会においても、以前は医療費無償化が少子化対策にならないというような見解も出したりとか、国のほうへの責任で無償化を進めるようにというような動きもあったわけなんですけど、市長会としてこういった考えは変わっていないのか、そして国への働きかけは引き続き行われているのかをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどこういった全ての子供たちに無償化を進めるということは、私は反対ではないんです。反対ではないんですけれども、さらに格差が広がってしまうような施策になってしまうということに大変課題があるということなんですけど、今現在そういった生活保護、ひとり親世帯の方々の経済的格差がさらに広がってしまうこの施策に対しての新たな福祉サービスについては、まだこれから検討していくんだという答弁でよろしいのか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。以上です。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から順次御答弁をさせていただきます。

先ほど議員から御発言がありましたけれども、この子供医療費だけやっても少子化対策にはなかなか結びつかないということで、これをやるのが全く結びつかないというわけではないという認識でございませので、市としては子供医療費単独では結びつかないけれども、この医療費無料もそうですし、ほかのサービスもいろいろ組み合わせながら少子化対策に取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、その辺はお間違えのないようお願いをしたいというふうに思っております。

あと、市長会と愛西市として国への働きかけは、今も続けております。当然市長会としても要望もしておりますし、我々市といたしましても機会があるごとに子供医療費無料につきましては、やはりどこで生まれても同じようなサービスが同じような負担で受けられるように実施

することが国にとって必要な施策であるということで、我々は要望活動をしておりますし、今後も当然進めていくというふうに考えております。

あと格差というお話で、これから考えていくのかというお話でございましたが、この件につきましては今から考えるのではなく、今現在でも市としてはどういったサービスを提供していくことが必要なのかということは、毎年度毎年度検討はしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと。それがどのような事業に結びついているかという評価については、それぞれ皆さん方が評価をしていただけることだというふうに思っておりますが、市としては当然毎年度毎年度当初予算に向けていろいろな施策を展開する中で、どのような事業がどのような効果を得ているのかということは当然我々としては検証しているというふうな認識でおります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は10時45分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

今回の議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例一部改正について1点ほどお尋ねいたします。

今回の愛西市の子ども医療費支給条例の第2条に、本市の区域内に住所を有する者であることと記載してございますが、住民票が市内に提出された場合、どのようになるのか、また市内に住民票を移動された場合も対象になるかお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

子供の住所の関係でございますが、今愛西市に住所を有することと子供の定義をしておりますので、愛西市に住所を有する者が一つの条件でございます。

また、市内へ転入された日から年齢によって受給者証の交付や償還払いの申請をすることができるということでございます。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

再度確認ですが、中学校を卒業されて愛西市内に就職された場合、その方も今回の償還払いに対象になるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

愛西市に就職し、住所を愛西市に置いたということになれば、対象になります。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今、一般質問等でもありましたが、確認のために幾つか質問をいたします。

最初に18歳年度末まで通院医療費も無償としなかった理由についてお尋ねをしたいと思います。無償にした場合と1割負担の場合で、市の負担が幾ら変わるのかについてもお尋ねします。

それから、2点目として、16歳から18歳の1割負担について、これまでも批判の多い償還払いとした理由はなぜかということが2点目です。

3点目として、いわゆる受給資格者の除外規定に、今回生活保護受給者を加えるということがありますが、その理由についてお尋ねします。また、現在除外されている子供の医療機関での医療費の支払い手続というのは、いわゆる資格者と異なるのか、受給者証等の交付についての状況についてお尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず1点目でございますが、消費税に伴う保育の無償化により得られた財源の中で子育て支援に充てるものとしたしまして、中学生までの医療費の現物給付といたしました。

次に、財源的には限りがありますので、一般財源を上乗せし、16歳から18歳までの子供に助成することといたしました。16歳から18歳までの医療費は、入院であれば高額になることも考えて、入院費は全額、通院費は一部負担していただく償還払いという形で考えております。

次に、1割負担の場合の市の負担ということでございますが、16歳から18歳までの医療費については、中学生の償還払いの実績で積算をしております。償還払いの予算の3分の1増加と考えておりますが、無償化になれば波及効果も当然あると考えております。

さきの議会の一般質問でございましたが、この影響額については4,000万ほどの影響額があるというふうにお答えさせていただきました。そのうちの中学生が現物給付になるということで、2,800万ほどの影響があるということでお答えさせていただきましたが、中学生と16歳から18歳までの人数を比べると、16歳から18歳までの人数が200人ほど多いところもございますので、そういった部分についても新たに財源が必要になると考えております。

次に、1割負担について批判の多い償還払いとした理由ということでございますが、窓口で1割負担について近隣自治体において、医療機関での窓口負担を軽減しているところがないこと、また1割負担を取り扱うことは医療機関側の窓口負担が大きいことから償還払いとするものでございます。

次に、生活保護受給者の関係でございますが、生活保護の条文に関しましては、現在ある県の取り扱い要領に示されており、事務を進めているところでございます。生活保護の方が医療機関で受診されるときには医療券を発行して受診されます。今回の改正ではこの条文によって、医療上の受給者証の交付について何ら変わるものではございません。条文の整理を行ったものでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

まず1点目ですけど、結局16歳から18歳についての1割負担分が生じた場合の1割負担分との違いでいうと、2,800万円ぐらいから、もうちょっと多くなるということで、差はそれでい

いんですか。ちょっと確認のために、金額的にどのぐらいになるのか、差額がどのぐらいなのか、ちょっとはつきり答弁をお願いしたいと思いますので、お願いします。

それから、先ほどの生活保護については医療券、当然それでやっているというのはわかりますけれども、それ以外の資格者になっていない外れている部分というのは幾つか除外にされている部分もありますが、そうした人たちを含めて、基本的にできるだけ病気になったときには医療にかかりやすくする、病院に子供たちは特に医者にかかりやすくするということは非常に重要なあれになっていて、例えば保健所なんかでも子供の保険証はちゃんと出しますよとかという話が今進められているわけですね。そういうところでいうと、例えば生活保護受給者でいうと、医療券は一旦市のほうに相談してから行かなきゃならないという場合もあるので、その点で非常に一般的な医療の受診との関係でいうと、1段階ハードルがあるという状況もあるんで、そうした点でも子供の医療受給の扱いというのは一定公平であるべきだと思うんですが、そういう手続上の違いというのはあるのかなのか、生活保護受給者だけではなくて。あるのであれば、そうした対応というのはとれないのかについてお尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

16歳から18歳までの1割負担の現物給付した場合の影響額ということで、お答えさせていただきます。

高校生の医療費につきましては、市としてデータを持ち合わせておりませんので、中学生の医療費を参考に算出しますと2,800万ほど影響があるということで、先般の答弁でもさせていただきました。ただし、中学生は現在1,600名ほどで、16歳から18歳が1,800名ほどの人がおりますので、そういった200人分について影響が出てくるものというふうに考えております。

また、次に生活保護世帯でございますが、こちらのほうにつきまして医療機関にかかる際には、市のほうから医療券を発行して、それを医療機関に持って行っていただくという手続が必要になってきます。こちらのほう、生活保護法という上位法でございますので、そういった手続はやむを得ないというふうに思っております。また、そのほかの今回の子供医療の該当外ということであれば、母子家庭医療の関係とか障害者医療の関係がございますので、そちらのほうはこの子供医療と同様に受給者証を発行しております。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について質問させていただきます。

この議案で、子供医療費の支給の年齢を15歳から18歳に引き上げて、引き上げに伴う新たな支給対象者については自己負担額の入院は全額、通院は3分の2の償還払いを対象とするということでしたが、先ほども真野議員からも質問があったんですけれども、再度もう一度確認のためにお伺いいたします。

通院の3分の2が償還払いでなくて、現物支給になったわけですが、現物支給にすることは本当にできなかったのでしょうか。また、ほかの自治体と比較した場合は、改正後はど

のような位置づけになるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

先ほどもお答えしましたが、窓口での負担ということでございます。こちらにつきましても、近隣自治体で医療機関での窓口負担を軽減していくことはないということと、また1割負担を取り扱うということは医療機関側で負担が大きいということから、今回、償還払いということにさせていただきました。

次に、どのような位置づけになるかという御質問でございますが、18歳まで拡大している自治体は10市町村ございまして、今回の拡大により県内の自治体と比較しても手厚い助成というふうになると考えております。以上です。

○5番（高松幸雄君）

じゃあ、再質問させていただきます。

子供医療費の支給年齢を引き上げたことにより、懸念されることはありますか。また、あれば対処の方法も教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

懸念される課題ということでございますが、無償化の拡大により医療機関に安易にかかった場合、医療費の増加が懸念されること、そのためには適正受診について啓発を図る必要があると考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

○9番（神田康史君）

第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について質問させていただきます。

私は医療費という部分にちょっとこだわりまして、お聞きしたいと思いますけれども、この3分の2の実質負担というものについてであります。

通常、健康保険、それから国保、そうだと思いますけれども、高額療養費制度とか限度枠適用申請の制度があります。例えば私、試算してみたんですけれども、全体の医療費が100万かかったとします。被保険者及び被扶養者の負担は3割ですので、100万の全体の医療費に対して30万かかるはずで、高額療養費の制度を活用すると、まず高額療養費、通常の方は約28万とか30万ぐらいの標準報酬の方であれば、8万100円プラス100万の医療費からかかった医療費から26万7,000円を引いてその1%、つまり8万7,430円が本来の実質の自己負担額となるはずで、当初は保険者、つまり健康保険組合とか健康保険協会の負担が7割ですので、100万に対して30万自己負担なんだけど、高額療養費等の制度を使えば8万7,430円の実質負担で済む。この3分の2が市の補助であり、最終的な自己負担は8万7,430円の3分の1、つまり2万9,143.4円、円以下は多分切り捨てられると思いますので、2万9,143円を負担すればそれで済むというふうに考えればいいか、私の見解が間違っていれば御訂正をお願いいたします。

続けて、この医療費というのは、例えば源泉所得税法上という医療費、医療費控除の医療費と同じなのか違うのか、この辺についてもコメントをお願いしたいと思います。

私、一番気にしているのが、自己負担額が確定されるまで、市は動けない。つまり市は自己負担額が確定して初めて該当者に通知を出す対応、いろいろなことをしていくということになると、職員の事務負担量はかなりふえてくるだろうということが懸念される。これについてもちょっと理事者側からコメントをいただければと思います。お願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

高額療養費につきましての計算はお見込みのとおりでございます。少し説明させていただきますが、償還払いの助成については確定申告の医療費控除とは異なり、食事代、部屋代の差額、室代の差額、市販の薬剤、交通費等は対象外となります。また、自己負担額が高額になった場合、加入している健康保険から高額療養費が支給され、控除された後での計算となります。高額医療費につきましては、所得によって異なり、加入されている健康保険で事前に限度額認定書を受けていただくことで、高額医療費の控除をしなくて償還払いの計算をすることができます。償還払いの流れでは、新生児に領収書が高額に該当する場合は、限度額認定書の有無を確認し、限度額認定書をお持ちでなければ加入の健康保険に自己負担の限度額の確認をし、申請していただく事務の流れとなります。以上でございます。

○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

要は高額療養費の制度を、基本がそうだと思いますけれども、その後で限度枠適用認定申請という制度ができました。要は高額療養費は自分で立てかえて後で回収する。限度額を使う場合には医療機関が直接請求ができると、これの違いでやっていることは同じことだと思います。結局100万の治療費がかかっても、本来市が3分の2、本人負担部分を要するに負担してくれるとすれば、2万9,143円で済むということですね。

今回、私、市長にちょっとお聞きしたいところなんですけれども、医療費の無償化というのは世の潮流だと思います。誰もが反対しづらい問題であると思います。県内においても某市のように、大学生22歳まで無償化しようとする自治体もあるようです。これは自治体の財政力によって違うと思います。しかし、有職少年、いわゆる中卒とか高卒の方々への配慮も、やはり私は非常に心痛むところがあります。

先ほど吉川議員の御発言にもありましたように、今この分野においては自治体間の福祉のいわゆる競争のようになっていっていると思います。福祉としてのいわゆる医療費の無償化というのは、自治体の今、身の丈に合った経営という中で、やっぱりどこまですべきか、それからこれだけにこだわらずに、福祉施策の組み合わせの中で対応していくべきかということは問題としてあろうかと思えます。

今の状況で結構ですが、市長としてのお考えを一言お願いしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

それでは、現状の考え方について御答弁をさせていただきます。

当然、議員がおっしゃられるとおり、現在につきましては、医療費拡大につきましては、各自治体がそれぞれの対応をしているということが現状でございます。そして、愛西市におきま

しても、来年度から拡大をさせていただきたいという御提案をさせていただいております。やはり市といたしまして今後、少子・高齢化、人口減少問題をどのように対応していくのかということを考えながら、さまざまな施策を組み合わせることで進めていくことが一番重要だというふうに思いますし、各事業がいかにか効果があつたのかなかつたのかという検証もしていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第61号のところでは質問させていただきますけれども、たくさんの議員からいろいろな質問をお聞きしている中で、私も昨年の議員になる前からもですけれども、やはり医療制度、中学生までにしていただけないかという市民の声もたくさんあつたんですけれども、今回、このように議案を出されていまして、今この質問の中で、たくさんお聞きしている中で、整理もしたくて質問をその中でしていきますけれども、改正によつてのメリット、それと高松議員の懸念というところでもありましたけれども、そのメリットと課題をまとめてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の改正のメリットでございますが、子育てしやすいまちづくりの一環として、子育て世代の経済的負担の軽減が図られると考えております。課題といたしましては、無償化によりまして、医療機関に安易にかかった場合、医療費が増加していくという懸念はございます。そのためにも適正受診についての啓発を図る必要があると考えております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

子育て世代の経済的負担が図られるという部分では、本市の将来像を見据えると大変すばらしいことだと思います。しかしながら、課題として医療費の増加が懸念されているということです。他の部分への影響はあるのではないかと思います。国民健康保険は福祉医療の地方単独事業分は、療養給付費等負担金などで国庫補助が減額されると聞いております。減額されることで国民健康保険のどの部分で、またどれだけ影響額があるのかわかれば教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

国民健康保険の国庫支出金の療養給付費等負担金は、福祉医療の地方単独事業分について減額調整をし、負担金が決定されます。平成30年度からは国民健康保険事業費納付金の調整額として含んでおります。今回、子供医療の年齢枠を上げた分は、減額調整の対象となることから、国民健康保険事業費負担金の額に影響があるものと考えております。その影響額ということでは、約115万円を見込んでおります。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第62号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

今回の提出された内容では、65歳以上の新たな障害者認定者に対して、扶助料の支給要件を改正することとなっております。

平成30年度の実績で結構ですので、65歳以上で新たに障害者認定となった人数と、それと障害者手帳の発行の種別についてお答えいただきたいと思います。同じく実績で結構ですので、さまざまな要因によって障害者手帳を申請するわけですが、年齢範囲別に65歳から69歳、70歳から74歳、75歳以上に分けて、人数のほう、そして要因となる上位疾病名をお答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

平成30年度、65歳以上で障害認定を受けられた方は145人でございます。手帳の種別は身体障害者手帳が127人、精神障害者保健福祉手帳が18人、療育手帳を取得した方はございません。次に、65歳から69歳までが24人で心臓疾患、筋萎縮性側索硬化症、鬱病となっております。70歳から74歳までが37人で脳血管疾患、心臓疾患、腎臓疾患となっております。75歳以上が84人で心臓疾患、腎臓疾患、聴覚疾患が上位疾患となっております。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

それでは、再質問させていただきたいと思います。

愛西市はもともと近隣自治体と比較いたしまして、扶助料の支給額は手厚いわけでありまして、65歳以上の新規障害者を対象としなくても、現在の扶助料の近隣自治体並みにする方法であるとか、その他方法はいろいろと多分あったと思います。今回議題提出に至るまでの経緯、どうして65歳以上を対象にしたのかという部分で、そういった経緯をお答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

近隣市町村の種別別の支給金額や所得制限などの条件について、各自治体で異なっております。

今回の改正は、各自治体の状況を研究するとともに、在宅障害者の福祉サービスの充実や利用率など検討し、現在支給を受けている方は、既に生活費の一部となっていることから、その

影響を鑑みて今回の改正といたしました。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問いたします。

今、条例改正に至った経緯については、今お話があったところではあります、65歳以上の人については、もしそのような認定がされたときには、市としては生活扶助をしないという意味で生活扶助を行わなくてもいいという判断をしたということに聞こえたんですけども、そういうことでいいのか確認をします。

また、在宅障害者について、現状の1、2、3、4ということで、各種の種別について、各種の障害者の人数、また扶助料の合計等についてお伺いいたします。

また、この在宅扶助料については、手厚いというような話もありましたが、全県的に他の自治体についてどのような状況であるのか、どのような取り組みがされているのか、また65歳以上で認定された方については支払われないという自治体があるのか、そのことについてお伺いします。

また、65歳以上で障害者等に認定された方について、やはり非常に費用等については負担があるわけですが、この市の制度のほかにもどのような援助制度があるのかお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず最初に、この条例改正に至った経緯をお話しさせていただきます。

この制度は開始されたのは、昭和49年当時、福祉施策は入所施設を中心に考えられておりました。在宅障害者に対するサービスが不足していたため、日常生活を支える目的で扶助料を支給してきました。しかし、平成12年度より介護保険サービスや、平成24年度より障害者総合支援法等の施行により、福祉サービスの充実が図られたため見直しを行ったものでございます。

次に、平成31年3月定期支払い時の人数ということになりますが、1種7,500円で32人、2種4,500円で1,412人、3種2,500円で1,294人、4種1,500円で359人でございます。平成30年度の扶助料の総額は1億2,287万1,500円となっております。

次に、他市町村の状況でございます。支給対象者は金額がそれぞれ異なりますが、海部圏域全ての市町村が実施しております。また、このように65歳以上の障害者を除外している市町村は愛知県にございます。

次に、そのほかの財政的な援助ということですが、国及び県の制度で特別障害者手当がございます。以上でございます。

**○18番（河合克平君）**

さまざまな制度が派生されたということのお話はありましたが、それでもやはり65歳以上になって障害者になった方、今年度で145人、新たになった方が昨年度でいうと145人いらっしゃるということで、ことし、来年度からこの145人に当たるような人がその扶助が受けられないという状況については、非常に冷たい状況だなというふうを感じるわけですが、そのことにつ

いて、先ほどもお話をしたんですが、65歳以上に人についてはいろんな制度があるので、市が扶助しなくてもいいという判断をされたというふうに聞こえましたけれども、そのような認識でいいのか、再度お伺いします。

あと、65歳以上の人数について145人ということなので、全体からするとそんなに大多数というか、多いという状況には見受けられませんが、全体では約3,000人ほどおる中で、145人ということであれば、引き続きやはり高齢者の方に対する扶助というものを、また65歳を過ぎれば急になるという方もいらっしゃるわけで、1級に認定される方もいらっしゃるわけで、そういう方々に対する扶助をやはり継続していくべきだというふうに考えますが、そのような継続しなくてもいいという判断に至ったことについては、再度お伺いをいたします。

あと、海部圏域ではこの扶助料についてはどこの自治体も行っているということでありましたが、65歳以上の認定について、その方を除外したところは愛知県内にあるというふうにお話がありました。あま市などでいうと、そういった65歳、年齢制限を設けたというところではなかったんですが、あま市を見たところ、海部圏域で65歳以上の除外をしているところは海部圏域であるのかどうか、再度お伺いをいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

この障害者の関係でございますが、障害者手帳を所持するといろんな制度が受けられます。例えば医療費の助成、こちらにつきましては、障害者医療、または後期高齢者福祉医療といった助成が受けられますので、医療費が無料になるということもございます。また、そのほかの制度といたしまして、所得の控除、障害者控除とか、自動車取得税、自動車税等の免除、そういった制度もございます。そういったことも鑑みまして、65歳以上の方については、今回除外ということとさせていただきます。

なお、こちらのほうの扶助料でございますが、障害者扶助全体を見てみましても、平成24年度では約7億7,000万ほどだったものが、平成30年度では約14億2,000万ほどになっておるという状況も踏まえまして、今回改正をさせていただくものでございます。

次に、65歳以上の障害者を対象外としている海部圏域であるかということでございますが、海部圏域ではございません。以上でございます。

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

#### ○5番（高松幸雄君）

議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

この議案は介護保険制度などの高齢者施策及び障害福祉サービスの充実に備わった支給要件を改定するものであって、在宅障害者の扶助料の65歳以上の方が新たに支給対象外となるものでありますが、現在身体障害者及び精神障害者保健福祉手帳などを交付されている方々は、どのようなサービスをどのぐらい自己負担で受けることができるのでしょうか。また、今回の一部改正によってサービスの利用の制限や自己負担額の変更などがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

身体障害者手帳等を取得された方は、居宅介護、グループホーム、就労支援などの利用や車椅子、義足などの補装具の交付等を受けることができます。また、障害児は児童発達支援などの障害児通所支援を受けることもできます。自己負担につきましては、原則1割ということになりますが、所得に応じて上限が設けられており、市町村民税非課税世帯の方は無料で利用できる場合もございます。

今回の一部改正により、扶助料以外のサービスに影響することはございません。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

再質問で1点だけお伺いいたします。

国と県と市と利用者の負担の割合について教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

この在宅障害者扶助料については、全額一般財源で持っております。ただ、先ほど申し上げた身体障害者手帳を取得されたときに利用できるサービスにつきましては、総額から利用者負担額を除いた残りを国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合でございます。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

先ほど御答弁の中でも少し出ていたと思うんですけども、この扶助料支給に関して、国・県・市、県内で行っていない自治体があるというお話ですが、国・県・市など、どのような負担割合なのか、お尋ねいたします。

次に、扶助を料交付する目的と、交付後、扶助料はどのように現在使われているのか、お尋ねいたします。

最後に、身体障害者及び精神障害者の保健福祉手帳などの交付推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず最初に、この在宅障害者扶助料でございますが、愛西市の単独制度でございますが、全額一般財源でございます。

次に、扶助料を交付する目的でございますが、先ほども申し上げましたが、この制度の開始された昭和49年当時、在宅障害者に対する福祉サービスが不足していたため、日常生活を支えるため、扶助料が支給されておりました。そのため、扶助料の使途は限定されるものでなく、使われ方は受給者それぞれでございます。

次に、身体障害者手帳の交付数でございますが、平成27年度2,309人から平成30年度には

2,313人に増加しております。療育手帳は平成27年度507人から平成30年度527人に20人増加しております。精神障害者保健福祉手帳は平成27年度471人から平成30年度644人に173人増加しております。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは、再質問といたしまして、ほかの自治体でもこの制度をされていると思われるんですけども、この扶助料はどのように設計されたのか、ほかの制度と併用利用、併用支給は受けられるのか、また受けている事例があるのかお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

この制度につきましては、県内のほとんどの自治体で同様の扶助料を支給しておりますが、支給対象、扶助料の額ともに、それぞれの自治体ごとで違っております。所得制限を設けている自治体もございます。

次に、他の制度との併用ということでございますが、こちらのほうにつきましては、特別障害者手当があり、所得制限がありますが、該当すれば同時に受給することができます。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

**○9番（神田康史君）**

議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてお伺いいたします。

改正の経緯、背景については河合議員等のところで御説明がありましたので、大体理解できました。要は、昭和49年のときの古い法律、その後、援助制度が非常に充実してきた、だからこの辺でやめてもという、そんなような感触を持った次第であります。それで、財政的な部分を見ると、24年当時が7億7,400万ぐらいが30年になったら14億1,900万ぐらいに、かなり財政的な部分を圧迫してきているということでした。これは大体理解できるところであります。

結局、平成31年4月1日から65歳に到達した人以降、適用対象除外とするということであって、既存の方々のいわゆる既得権は認めていくという形ですよね。途中の方、要するに境の方はちょっと非常につらい部分でありますけど、これは年金の受給開始年齢でも同じようなことをやられるので、これは一つの受忍しなきゃいけない状況かなと思います。

そこで、私の最終的に聞きたいのは1点だけで、今までの愛西市の制度の運用と、他自治体との比較。福祉の世界では、愛西市は比較的、自治体の規模の比して手厚いというふうに理解をしておる次第です。この部分についての扶助料の部分については、他近隣市町村と比較の中でどうなのかということの1点だけお聞きをしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

制度の運用ということでございますが、各自治体が独自制度として運用しております。先ほども申しましたが、支給対象者や扶助料につきましては、それぞれまちまちで、一概に比較することはできませんが、愛西市と同じという市町村はありませんけれども、同程度の水準とい

うことであれば、あま市、大治町がおおむね愛西市と似たような設定ということになっております。県内を見渡すと、おおむね全体的に平均より若干高いという水準だというふうには思っています。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第63号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第8・議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

それでは、議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定についてお伺いいたします。

このたび申請があった3団体のうち、コニックス株式会社が指定管理者候補者に選定されましたが、コニックス株式会社の事業内容や類似施設における実績をお聞かせください。

次に、候補者の選定審査結果が702点とのことですが、次点となった団体の点数及び比較して高評価だった項目についてお聞かせください。そして、候補者が指定管理者になった場合、これまでの事業を引き継ぐこととなるのか、利用者にとって変更になることはあるのか、また候補者から独自の提案は何かあるのかお聞かせください。よろしくお願いたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず、最初に指定管理者候補のコニックス株式会社でございますが、名古屋市中村区にグループ本社を持ち、ビル管理業にて創業し、清掃業、警備業等を展開しています。指定管理施設も多く手がけ、類似施設として近隣では津島市老人福祉センター、神島田祖父母の家を津島市の指定管理者として運営をしております。

次に、次点の団体の点数と高評価だった点とはということでございますが、次点の団体の点数でございますが、850点満点中662点でございます。コニックス株式会社においては8項目中、基本方針、人材確保・育成について、老人福祉センター事業について、地域との連携について、事故防止、防犯、防災対策等について、施設の維持管理等についての6項目におきまして、8割以上の得点をしております。

次に、指定管理者になった場合、これまでの事業を引き継ぐのかということでございますが、次年度からの将来展望として継続を掲げており、現行業務の確実な継承をうたっており、利用者にとって大きな変更等はないと考えております。独自の提案といたしましては、他の老人福

社センターでの講座、イベントの実績を生かし、新たな講座を開催することを検討しておられます。以上でございます。

○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

候補者は類似施設の指定管理の実績があり、さらに人材確保、育成について、また地域との連携についてなどの項目が高評価であるという御答弁でございましたが、今後の地域とのつながりはどのように考えられているのか、また現在勤務されている方の雇用はどのようになるのかお聞かせください。

次に、デイサービスが来年の3月末をもって廃止となりますが、デイサービスセンターのある南館の活用方向についてお聞かせください。以上、お願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

現在、指定管理者は、地域に向けた祭りを企画し、実施しております。現在の指定管理者でございますが、毎年恒例となっております。継続して続けてもらえるよう要請し、前向きな返事をもっております。事業者からの提案として、ふれあいを意識したイベントを企画し、より明るく地域社会に貢献したいという意向を持っておられます。

次に、現在働いている方の雇用ということでございますが、募集時に示した仕様書において、現在働いている従業員の中で、再就職を希望する者の雇用に努めることといたしております。また、継続して働きたいという意思を持っている方については、引き続き雇用する意思を示しておられます。

次に、デイサービス廃止後ということでございますが、デイサービスセンターのある南館については、2階は引き続き老人福祉センターとして活用しますが、デイサービス部分の活用は検討中でございます。建物の管理は指定管理者の業務内容として盛り込まれており、旧デイサービスセンターの活用について協力することとなっております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第63号についての質疑を行います。

石崎議員がかなり聞いていただきましたので、重なる部分はなるべく省いていきたいと思えます。

コニックスが湯の花の里の新年度の事業者に、指定管理者になるわけですがけれども、3団体の得点と内容ということで、コニックス以外の団体名と、それから得点、またそれぞれの特徴についてお尋ねいたします。

それから、南館についての答弁がありましたけれども、これは5年間、令和2年から令和7年の指定管理になっておりますけれども、この間にこの南館のデイサービスの後についての活用を決めていくのかどうか、市の意向をお尋ねいたします。

それから、予算的に新事業者になるわけですが、予算的には変わっていくのか変わらないのかについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

ユニックス株式会社については、850点満点中702点、次点の団体は662点、3位の団体は516点でございます。

次に、南館の活用でございますが、こちらにつきましては、市のほうでもプロジェクトチームを立ち上げまして、そういった施設の有効活用について、この指定管理者と一緒に検討していくものだと思っております。

予算的なものでございますが、予算的には余り大きく変わらないというふうに考えております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

3団体の団体名をお尋ねしておりますので、得点だけでなく団体名、それでこれまでの団体も入っているかどうかの確認もしたかったのをお願いします。

それから、予算的にはデイサービスの部分がなくなるんですけれども、そこら辺は影響があるのかどうかについて確認をしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

これまでの団体については、今回申請は上がってきておりません。ちょっと会社名はA社、B社ということで控えさせていただきます。

次に、デイサービスセンター部分についての予算ということになってくると思います。デイサービス部分については、指定管理料には含まれておりませんが、共用する部分の保守管理については、当然今回指定管理料のほうに影響してくるというふうには思っております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第63号についてをお伺いしますが、64号にも共通している部分が多いので、答弁はお願いしたいと思います。

今回、公募されたわけなんですけど、今までの公募内容と仕様書が違っている部分、こういった部分も充実させようということで、新たにつけ加えた部分とかがあれば教えていただきたいと思っております。

それから、今までこの福祉センター等で行われている事業については、余り広く広報がされてこなかったわけですが、今まで実施されてきた事業と、そういったものも継続するというお話ですが、今後実施される事業のどんな違いがあるのか、その辺の特徴についてお伺いをしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

前回の仕様書との違いでございますが、まずデイサービスセンターが今年度3月末をもって

廃止するというごさいまして、その部分について抜いた仕様書となっております。

業務内容としましては、老人福祉センター部分についての必要な内容を示しまして、職員体制も必要な人員を示しております。評価得点につきましては、デイサービス部分を除いたということで、1,000点満点から850点へと変更をしております。また、その仕様書の中に旧デイサービスセンターの活用について協力するというごさいしております。

次に、事業の関係でございまして、デイサービスセンターについては廃止されますが、老人福祉センター部分についての事業につきましては継続していくということをお聞きしております。現在の事業内容について継続する部分と、新しい事業についても他の施設での実績があるものを中心に実施していくことを意欲として示されているところでごさいます。以上でごさいます。

○6番（吉川三津子君）

今、愛西市の中でも総合事業ということで、市独自の介護の仕組みを今つくりあげていっているところですが、この公募の審査の資料の中にも、一般介護予防事業とかが入ってきているわけで、この位置づけとして今愛西市では農協さんのほうに委託とかを出しているわけですが、こういったところの新たにこちらの老人福祉センターのほうでも一般介護予防、市の一般介護予防としての位置づけで動いていくのか、農協との調整でどこから始まるのか、お伺いを1点したいと思います。

それから、あといろんな老人福祉センターを拠点にして、住民主体のサービスを実施されていく方々の研修とか、そういったことも担っていかれるところがかなり多いんですけども、そういった部分で、愛西市の総合事業実施、愛西市独自の介護制度をつくっていく上でのこの老人福祉センターの役割は一体どうなっていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、以前、親水公園のところでも、最低賃金を下回ったりなんかすると、また指定管理料の変更等がされた経緯がこの議会の中でもあったと思いますけれども、今示されている最低賃金の方があつたら、そういった指定管理料の改定をされていくのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず最初に、一般介護予防事業についてでございますが、こちらにつきましては、通所型サービスBということで、既に佐屋の老人福祉センターで実施をしていただいております。こちらにつきましては、指定管理者と、あと住民主体の方との協力で実施していただければいいのかなというふうに思っております。

次に、老人福祉センターの役割ということでございまして、当然老人福祉センターでございますので、老人の方の集いの場とか、あと相談事業とか、そういった内容で進めていただければいいのかなと思いますし、住民主体の活動の場ということでも活用していただければいいというふうに思っております。

あと、賃金の関係でございまして、当然最低賃金というのは守っていく必要があると思いますので、そういったことはもし指定管理料に反映をしなければならぬということになれば、

当然、反映をしていくというふうに考えております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

○6番（吉川三津子君）

この業者さんから、一般介護予防事業というところで御提案があるわけですが、これは市の独自の総合事業云々の中で位置づけがあるわけなので、その位置づけとして実施されるものなのか、全く関係なくて一般介護予防事業という名前をつけて提案されているのか、その点についてお聞きしたんですね。その点についてちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○高齢福祉課長（後藤真治君）

当時の公募者からの提案につきましては、まず市の計画等に基づいて申請書に記載していただきました。また、当時のヒアリングの場におきましての答弁におきまして、市及び包括等との連携をとりながらやっていきたいという回答をいただいております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第64号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第9・議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について質問します。

まず初めに、指定管理者選定委員会の委員の方は、どのように選考されたのかお伺いします。また、指定管理者指定申請団体は、もう一団体あると思いますが、まずこの1団体の評価項目配点の合計をお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず、選定委員の委員でございますけれども、福祉施策に学識を有する方、財務に見識を有する方、地域の実情に詳しい方、5名をそれぞれの分野で実績を加味して選定しております。

次に、得点の関係でございますが、もう一つの団体につきましては、850満点中530点ございました。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

この選定審査項目の中で、人材の部分の配点が特に低いように目立つのですが、人材の確

保・育成、職員の配置及び勤務体制はセンターにとって一番大切なことだと思いますが、その観点から見ると少し不安を感じますので、なぜこのような配点になったのか、その理由をお伺いします。

さらに、ホームックス株式会社の事業の項目で、地域などとの連携について具体的なプレゼンテーションはどのようなものがあつたのかお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず、人材の部分の得点ということでございますが、こちらのほうの得点につきましては850点満点中の100点の配点となっております。それぞれの項目につきまして選定委員で精査しており、特に低いとは感じておりません。その中で人材確保の考え方として有資格者、業務経験者、地域人材の積極的雇用で安定した運営を掲げられております。

次に、地域との連携ということでございますが、地域の老人クラブとの連携を掲げ、自主事業の実績を生かし、活動への貢献を掲げています。現指定管理者は、地域に向けた祭りを企画し、実施されております。こちらのほうにつきましても毎年恒例となっており、継続して続けてもらえるよう要請し、前向きな返事をいただいております。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

引き続き質問させていただきたいと思います。

先ほど大まかなものは質問しましたので、これ以上質問してもいけないかなと思いましたが。後で委員会の方に回させていただきますけれども、共有部分というのが佐織のほうはあるわけなんですけれども、今後の運用の仕方によって、指定管理料とか責任等は変わってくるということで判断してよろしいのか、また近々に利用の仕方等が変更してくる可能性があるのか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

佐織老人福祉センターにつきましては、複合施設ということでございます。施設内にはシルバー人材センターや保健センターという位置づけもございます。現指定管理者からの運営を引継ぐということでございまして、大きな影響はないものと思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

基本的なことを聞いて、今さらこんなことを聞くのかと思われてもいけないんですけれども、シルバー人材センターとか保健センターとか、それぞれ部署が違うわけで、この指定管理料というのは、それなりに案分して、その課の費用として案分されて計上されているのか、処理されているのか、その辺についてはどのようにされているのかお伺いをしたいと思います。

**○高齢福祉課長（後藤真治君）**

この指定管理料につきましては、総合施設ではございますが、高齢福祉課が担当課として負担しております。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

佐織総合福祉センターのみで、ちょっと具体的に聞きたいと思いますが、今回の指定に当たって、今回は先ほど吉川議員の質問でもありましたが、デイサービスセンターが廃止されるようなこともありますけれども、この点も含めて仕様書の変更についてお尋ねしたいと思います。

それから、2つ目として2団体ということで、もう一つの団体は出さない。これは前回のところと違うのかどうかだけ教えてもらえれば、お願いします。

それから、高評価の項目が3つ、基本方針、人材の部分という話でありましたが、事業や管理運営などで今回のところが引き継いでいく課題はないでしょうか。特に、今回指定された団体のこれまでほかのところでやってきた事業はどんなようなものがあるか、例えばこうした福祉センター等の運営の実績があるかどうかについてもお尋ねしたいと思います。

あとは先ほどの佐屋でもありましたが、現在の事業とか職員の引き継ぎについてお尋ねします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

まず最初に、仕様書の変更ということでございますが、デイサービス事業が今年度3月で廃止するというところでございまして、その部分を除いた仕様書となっております。業務内容といたしましては、老人福祉センター部分について必要な内容を示しまして、職員体制も必要な人員を示させていただいております。

次に、もう一団体ということでございますが、こちらにつきましては530点という得点でございました。これまでの指定管理団体の申請はございませんでした。

次に、高評価の項目でございまして、80%以上の得点を得た項目について高評価をしております。8項目中3項目について高評価としておりますが、残りの5項目についても60%以上の得点を得ており、問題はないと考えております。

次に、実績はということでございますが、長久手市等で福祉センターの管理の実績がございました。当市におきましては指定管理者として文化会館を運営管理しております。

次に、職員の引き継ぎということでございますが、募集要項において協定発効までの期間に必要な書類の作成、各種印刷物作成、事務引き継ぎ、各業務の習得を行うことを示しております。募集時に示した仕様書において、現在働いている従業員の中で再就職を希望する者の雇用に努めることと示しております。これらについては、いずれも理解をいただいております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

今回、佐織については、先ほど共用部分の問題もあるわけですが、デイサービスセンターの廃止後の問題については、この佐織についても業者と市のほうで相談しながら今後進めていくということよろしいですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

デイサービス廃止後ですけれども、廃止後も一部の食堂については、老人福祉センターということで、一部利用させていただきたいというふうに考えておりますし、デイサービス後につきましては、こちらのほう佐屋の老人福祉センターと同様に、市のプロジェクトを立ち上げまして、今後の活用について検討していくとともに、業者とも協力していきたいというふうに思っております。

機能訓練室の一部を食堂にということでございます。ちょっと修正させていただきます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第65号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第10・議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを質問いたします。

まず、1点目は、こちらは再選定となるという状況ではありますが、前回の仕様書と今回の仕様書との中で変わった変更点があるかどうかについて、まず1点お伺いいたします。

続いて、私たちは図書館の指定管理については問題があるということで、反対してきたわけですが、現在指定管理の制度にすることによって効果があったのかどうかということについて2点目にお伺いします。

1つは、図書館の利用者の問題として利用者がふえるからという理由づけもあったかと思うんですけれども、また費用が減るからという位置づけもあったと思うんですが、利用者の人の推移、また費用についての推移、実際削減効果はあったのかお伺いいたします。

さらには、今、指定管理者になって3年間経過するわけですが、指定管理以前と比べて現指定管理者になって、新たに行ってきたことについてお伺いいたします。

続いて、前指定管理者について3年間、課題がいろいろあったかと思うんですが、毎年報告を行ってもらった中で課題というのは出てきたと思いますが、費用の問題も含めて課題はなかったのかお伺いします。

続いて、書籍の選定についてもそうですが、書籍の選定ということについては、指定管理者が行うということではなくて、市が行っていくということで前回の指定管理が始まったわけですが、この書籍の選定については、やはり市の職員が必要となってくるわけで、その中で市の職員と、また指定管理者との間とを含めて課題がなかったのか、課題があればそのものの内容

についてお伺いします。

さらに最後ですが、指定管理者の指定する図書館と、市の直営する老人憩いの家と児童館を利用する人の駐車場が共用になっているんですが、その取り扱いについてはどのようにしていくかということについては決めますという話だったんですが、どのようになったのかお伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

順次お答えいたします。

まず、仕様書の変更点です。開館時間、午前9時から午後6時までに加えまして、夏季開館延長として6月から9月までは午後7時までを追加しております。

それから、資料等の搬送を指定管理者の業務に追加し、図書館間の資料の移動は指定管理者が行うこととしました。さらに、施設管理に建築物定期報告業務を追加しました。

2点目、指定管理者制度の効果です。民間による図書館事業の検証を行い、そのノウハウを生かして新しい利用者の開拓、サービスの向上が図られたと考えております。

3点目、利用者の推移と費用の推移です。入館者数は直営であった平成28年度8万9,576人、平成29年度9万4,226人、平成30年度9万20人でした。貸し出し点数、平成28年度17万5,317点、平成29年度17万9,259点、平成30年度18万426点でした。費用の対比でございますが、直営時の費用というのは算定がなかなか難しいものがございます。指定管理料につきましては3年間ほぼ3,780万円弱ということで同額ですが、費用対効果についての検証については直接はできておりません。ただ、サービスに見合ったものは得られたと考えております。

それから、直営のときと違う内容です。開館日数の増加と開館時間が午後6時までになったこと、それから津島駅にブックポストができたこと、月刊図書館新聞はすみの発行、歴史講座まち歩きの開催、団体貸し出し配送サービスなどが上げられます。

課題です。課題としては、予想以上に施設の修繕費がかかったこと、それから八開・立田地区の利用者が少ないこと、中高生初め13歳から29歳までの貸し出しが少ないこと、あとは佐織図書館との連携などがございます。

続いて、書籍の選定についてです。指定管理者が選定したものを生涯学習課で決裁し、佐織図書館と調整し購入しております。特に課題はございません。

駐車場についてです。駐車場中央部分から西側の管理が児童館、東側が図書館の管理で、東側の図書館側を指定管理者が管理をしております。以上です。

○18番（河合克平君）

仕様書の変更として6時、6月から9月の夏期には19時まで延長するということであるとか、いろいろと仕様書については変更が、資料の搬送であるとか、そういったことも含めてしているということですが、そういう中で、若干利用者の推移は今までもあったということも今報告はあったところでありますが、3,780万円を毎年3年間払ってきたということですけども、費用対効果が2,000万円ほどあるんじゃないかということで説明が3年前にもあったところがありますので、費用対効果を特に評価していないということについては非常に問題であるとい

うふうに思いますが、その費用対効果は思ったよりはなかったんじゃないかというふうに推察はされるところです。

また、今後仕様書の変更があって、新たにさまざまなサービスをそこにつけ加えたというところがありますので、この新たな指定期間について、また費用が増額されるんじゃないかと、また増額しなくてはならないんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺のことについて、費用についてもお伺いをいたします。

また、書籍の選定についての課題はなかったということですが、これは指定管理業者から言われたものについて、そのまま市と生涯学習課としてはほぼ選定についてはそのまま100%認定をしたという、そのまま購入したという状況があったのかどうかについてお伺いします。

駐車場については、当初の指定管理料については、全体を図書館の指定で指定管理料に含まれていたわけですので、半分にしたということであれば、指定管理料についての影響もあったのではないかと思うんですが、そのことについてどのような毎年の見直しをしてきたのかお伺いします。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

募集要項におきまして、指定管理料の上限額は年間4,402万4,000円ということで募集はしております。この費用額、前回よりも上がっておりますが、当然賃金等の上昇、それから開館時間等の延長等、そういったものを加味して設定をした金額でございます。

私どもとして、直営でやったときの費用対効果、これとの比較という点では、サービスの内容、そういった事業展開、そういったものを全般に加味して考えるべきであって、単に金額だけの問題ではないと思っておりますので、市側としては指定管理者制度を導入したことによって効果はあったと判断しております。

それから、図書の購入でございますが、当然指定管理者のほうで、まず図書の選定をします。生涯学習課の司書がそれをチェックして購入をしておるということで、問題はないと思っております。

駐車場につきましては、共用になっております。管理の区分として半分という形をとっておって、それについても直営側と何ら問題なく駐車場の管理ができていると考えております。以上です。

○18番（河合克平君）

選定についてですが、僕の質問の仕方が悪かったのかもしれないですけども、その選定率、指定管理業者からの選定された図書について、購入する購入率というのか、差があるのかどうかということについて知りたかったんですけど、教えてください。

指定管理者から書籍の購入してほしいということで、市の選定をするところに行ってくるわけですよ。何冊、これとこれとこれとこれと購入してくださいと。指定管理業者から推薦というか、上がってくるわけですよ。それを市がそれを一つ一つ見て購入をするかどうかという判断をして購入をするというふうな認識でいるんですけども、であればはじくものもあればそうでないものもあるというふうに思うので、そういった点ではどのぐらいの割合で購入が

されますかというふうです。

○教育部長（大鹿剛史君）

基本的に最初の選定は指定管理者のほうが出してきます。それに対して、その中身を生涯学習課の職員のほうでチェックをします。問題がなければ100%、当然予算の範囲内でございますが、購入をしていただいております。以上です。

○18番（河合克平君）

問題がないという、全部問題がないのか、一部問題があったのかということが課題になってくるもので、その課題について確認をしていくので、なかったら100%でしたと言ってもらえばいいです。

○教育部長（大鹿剛史君）

問題はなく100%でございました。

○議長（鷺野聰明君）

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について質問します。

初めに選定審査の方法が、先ほどの佐織総合福祉センターなどと違い、1次審査、2次審査となっているのはなぜかお伺いします。また、選定理由の中で、評価点満点の60%を上回ったとありますが、最低でも超えなくてはならない評価点のラインは何%なのかお伺いします。さらに選定審査項目の中で、第1次審査の（ア）と第2次審査の（ア）は、同じような評価項目があるんですが、配点のほうが15と35という大きな違いがあるのは、運営とサービスの違いだけなのかお伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

選定に際しまして、第1次審査は書類審査でございます。図書館の設置目的を理解しているか、事業所の経営基盤と指定管理実績、経費の縮減の方策について審査をいたしました。第2次審査は主に運営計画、提案プレゼンテーションとヒアリングです。どちらも重要な審査ですので、点数によって各事業所を比較することとしました。

最低の評価ラインでございますが、第1次、第2次審査の合計800点満点の60%、480点を上回れば合格ということでございます。

2点目、第1次審査と第2次審査の点数の差です。第1次審査の部分につきましては、図書館の管理の運営に関する考え方として4つの項目の提案を対象に15点の配点をしております。第2次審査は、基本方針について3項目、それから図書館運営業務に関する計画・提案について9項目、合わせて12項目で提案を対象にしておりますので、35点という配点をとっております。以上でございます。

○4番（竹村仁司君）

この項目別理由の中で、実績について愛西市においてもさまざまな利用しやすい図書館への取り組みが好評であることとありますが、具体的な評価内容はどのようなものかお伺いします。

また、新しいサービスとして、遠隔地サービスとありますが、具体的にはどのようなものなのかお伺いします。さらに、総括理由で、愛西市の特色に考慮したきめ細かなサービスも好評とありますが、具体的な事例をお伺いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

利用しやすい取り組みといたしまして、貸し出し用通い袋の配付、それからブックカートの貸し出しが上げられます。また、ホームページの充実や月刊図書館新聞はすみの回覧、団体貸し出しの推進などで高い評価をされております。

新しいサービスの遠隔地サービスです。具体的な内容は、今後市と協議検討してまいります。読書施設がない地域への移動図書館車による巡回サービスが提案されております。

総括理由での具体的な事例でございますが、愛西市の特徴といたしまして、南北に広く位置しており、利用者の利便性を図るため、団体貸し出し配送サービスが始められました。このことにより、学校・保育園・児童館などで子供たちが新しい児童書を手にとることができるようになりました。また、各地域の特色ある歴史・風土を取り入れたまち歩きを開催、その地域に関する理解を深めることができたという事例でございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時10分といたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示しながら説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第66号（質疑）**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第11・議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

**○7番（原 裕司君）**

それでは、議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算につきまして1点だけ質問をさせていただきます。

ページ数が6ページ、7ページの歳入、14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、3節

の社会保障・税番号制度システム整備費補助金としまして33万円計上されておりますけれども、この税番号制システムというのは、一体どういうものなのかお聞きしたいのと、それに対する歳出科目、相手の勘定科目、これについてお答えいただきたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

最初に税番号システムでございますが、こちらのほう国保のシステムでございます。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律で定める事務、マイナンバーを利用する情報提供ネットワークシステムのことでございます。

次に、整備費の補助金ということで33万円に対する歳出科目でございますが、議案第67号の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で予算計上しておりますシステム改修委託料118万8,000円のうち49万5,000円が対象経費でございます。一般会計から国民健康保険特別会計繰出金で対応しているものでございます。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、令和元年度愛西市一般会計補正予算について質問いたします。

私からは、6ページ、7ページの10款地方交付税、1款1目の地方交付税で、7,700万円の減額ということで補正がされております。この減額についての理由をお伺いいたします。

続いて、同じページ内で、14款の2項2目、これは今、原さんからお話があった質問と一緒にしますので、これはなしにします。

あと、10ページ、11ページで、2款1項4目のふるさと応援寄附金支援委託料ですが、増加しているということでふやす予算ですが、どのくらい増加しているのか、昨年度と比べてどれくらいふえているのか、それについて歳入をお伺いすると同時に、今後もっとふえるだろうということで見通して補正予算が組まれているとは思いますが、それについてどの程度見込んで積算したのか教えてください。

あと、続いてページ数が12ページ、13ページの2款1項11目の基金費ですが、積立金を財政調整基金で3億3,200万円、また公共事業整備基金で積立金へ1億2,900万円ということで補正予算がされておりますが、これによって基金が幾らになるのか、この積み立てを行うことによって基金が幾らになるのか、お伺いをいたします。

同じページで、2款1項3目の戸籍住民台帳費で5人分で579万円ということで、消耗品費、印紙代の補正ということで載っておりますが、以前には1,700万円ほど当初予算であったかと思うんですが、どのような形で収入印紙の管理を行っていくのかということについて、こう行いますということでお話はあったところではありますが、この間やってみてどのような課題があるのかないのか、そのことについてお伺いいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

それでは御答弁させていただきます。

まず、普通交付税の減額理由でございますが、普通交付税の当初予算額につきましては、昨

年度の普通交付税額に国の動向を参考に49億円を計上いたしました。基準財政需要額の減少や基準財政収入額の増加により、普通交付税は約48億2,200万円となったものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金の関係でございます。

ふるさと応援寄附金支援委託料の実績につきましては、平成30年度は262万1,000円でありました。今年度につきましては、当初650万円の寄附額を見込み、予算計上しておりましたが、ランドセル等の返礼品が好評であり、寄附金受入額を900万円に修正をいたしました。

続きまして、基金の関係でございます。

現時点での予算ベースでお答えをさせていただきますが、財政調整基金の今年度末残高は約68億3,700万円、公共事業整備基金の今年度末残高は約52億5,100万円と見込んでおります。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、収入印紙の管理及び課題についてでございます。

管理についてですが、収入印紙は耐火金庫で保管して、交付件数集計表にて記載しており、適正に管理を行っております。

また、課題につきましては、特にございませぬ。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問します。

普通交付税の予算現額の理由については、基準財政収入額、いわゆる税金、市税等をいったん増加と、基準財政需要額が減額したということがありましたが、具体的に基準財政収入額についてはどの程度ふえているのか、予算規模からするとどれくらいふえたのか、幾らですね、基準財政需要額については、幾ら減って、その主な基準財政需要額で減った理由について、どの部分で減っているのかお伺いいたします。

あと、収入印紙の管理ですが、今、耐火金庫でということで、問題点はないよというお話がありました。現状で毎日閉めて毎日確認をしているということでもよろしいかどうかについて確認です。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

交付税の関係でございますが、議員御承知のとおり、算定対象において細かくいろんな件数によって交付税は算定されますので、その中で大まかなものを申し上げさせていただきます。

まず、需要額のほうでございますが、社会福祉費のほうで単位費用の増加により6,577万5,000円ほどふえております。また一方、減少の理由は地域振興費の単位費用の減であるとか、公債費の減、それから包括算定経費（人口）単位費用の減ということでおおむね9,000万円ほど減額している。そういった全てのものをそろそろ計算して算定をされております。

また一方、収入額でございますが、市町村民所得割の額、これが1億1,710万2,000円の増、市町村民法人税割の額3,162万2,000円の増、固定資産税家屋の増で3,204万1,000円。一方、地方消費税交付金の減で2,426万4,000円、自動車取得税交付金の減で3,910万9,000円。また一方、新たに環境性能割交付金ということで1,977万9,000円の増ということで、いずれもそれぞれの

費目によって増減の結果、それを算定した結果が今回補正予算に出させていただいているものでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

収入印紙につきましては、毎日確認を行っております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは、議案第66号について数点質問をさせていただきます。

毎回よく似たことをお伺いしているわけですがけれども、15ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の療養介護医療費、日常生活用具扶助費、障害者総合支援給付金、そして15ページの同じく社会医療費、後期高齢者福祉医療扶助費についてですがけれども、これらの増の原因について、どんな方の御利用がふえているのか、どんな内容の扶助をしたのか。また、医療費についての原因は、人数の増加なのか、1人当たりの医療費の増加なのか、その辺の内部的な状況について教えていただきたいと思えます。

それから17ページの民生費、児童福祉費、児童医療費の母子・父子家庭医療扶助費についても、この増加の原因は、医療に係る人数の増加なのか、1人当たりの医療費の増加なのか。また、こういった母子・父子家庭の増加状況はどうなっているのか、お伺いをしたいと思えます。

そして17ページの民生費、生活保護費、生活扶助費、医療扶助費、こちらについても増加の原因は何なのか。医療にかかる人の人数がふえているのか、1人当たりの医療費の増加なのか、また高齢者がふえている影響なのか、その点についての原因について説明を伺いたいと思えます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それではまず、療養介護医療費についてでございます。

こちらにつきましては、医療と常時介護を必要とする障害者に医療機関への入院とあわせて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行う療養介護のうち医療に係る費用となります。

次に、日常生活用具扶助費でございますが、障害者の方に医学的見地、または日常生活上必要と認められる日常生活用具の給付・貸与をすることにより、日常生活の便宜を図るものでございます。内容といたしましては、紙おむつ、ストマ用装具、また特殊寝具や住宅改修、電気式たん吸引器などを給付いたします。

次に障害者総合支援給付費でございますが、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る費用を給付するものでございます。内容といたしましては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の居住系サービス、それ以外の短期入所、共同生活援護、就労継続支援などのサービスがございます。

次に、後期高齢者福祉医療の増の要因ということでございますが、こちらにつきましては、受給者数の増でございます。

次に、母子・父子家庭医療費扶助の増の要因につきましては、こちらにつきましても、受給者数の増でございます。増加でございますが、平成30年度決算で受給者数平均で857人でしたが、ことしの10月末は896人となっております。

次に、生活保護の関係でございます。

医療費扶助増の原因といたしまして、入院件数の増加と1人当たりの医療費の増加の2点が主なものでございますが、高齢者につきましては、今年4月1日から9月1日まで3人ふえており、医療費扶助費の増の要因の一つと考えております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきますが、最初の療養介護医療費、日常生活用具扶助費、障害者総合支援給付費については、内容的なことはわかったんですけども、具体的に特徴的にこういう方々の利用がふえていて、膨らんできているんだというような、それぞれ特徴と傾向等あれば教えていただきたいと思えます。

それから、母子・父子家庭の関係でございますが、先ほど857人から896人と大きくひとり親世帯がふえているということがわかったわけなんですけども、具体的に父子家庭の増加状況がわかれば教えていただきたい。それぞれ母子・父子の状況がわかれば教えていただきたいので、よろしく願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず最初に、療養介護医療費でございますが、こちらのほうにつきましては、現在は対象者が9人ということで、平均金額が増加したためでございます。

また、日常生活用具給付費の状況でございますが、こちらにつきましては、高額な用具の申請が出てきたということでございます。

父子家庭の件数、ちょっと済みません。担当のほうから答えさせていただきます。

#### ○保険年金課長（横井 誠君）

母子家庭、父子家庭の増加の件数でございますけど、今ちょっと確認をしている状況でございますので、今手持ちがございませんので、後で御報告させていただきたいと思えます。

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○14番（山岡幹雄君）

議案66号について、質問させていただきますが、先ほど河合議員と同等の内容でございますので、割愛させていただきます。

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○17番（真野和久君）

吉川議員の質問にダブるわけですけども、15ページと17ページのそれぞれの先ほどの療養介護給付費、日常生活用具扶助費、障害者総合支援給付費、また後期高齢者福祉扶助費、それから17ページの母子・父子医療扶助費と医療扶助費、あわせて生活保護費も。

先ほど対象の増員とか、あるいは高額の用具の購入というような話になっていましたが、一応質問としては、増加した理由はそれでわかるんですけども、要は昨年度との関係で、30年度との関係で、多分予算そのものは増額して組んでいると思うんですけども、それがさらにふえているというところ、それをさらにまた増額して修正していく、補正していくということになっていくと思うんで、そのあたりの見込みとか、当初の見込みとの違いとかということがどういう状況なのかについて、説明をお願いします。

それから、15ページの民生費の保険年金費の委託料のシステム改修、年金システムの改修ですけど、この具体的な内容について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではまず最初に、当初予算との違いということでございますが、最初の療養介護医療費につきましては、当初の見込みといたしましては、1カ月1人当たり約7万6,000円で見込んでいたところ、決算では約8万2,000円の給付が見込まれるということでございます。

次に、日常生活用具につきましては、高額な用具の申請が増額したということで、当初予算で見込めなかったということでございます。

次に、障害者総合支援給付費でございますが、こちらのほうにつきましては、居宅介護において1人当たりの利用時間が増加、またグループホームが市内及び近隣市町で増加し、利用者がふえたことによるものでございます。また、就労につきましては、就労移行支援、就労継続支援の利用者が増加したことによるものでございます。以上です。

そのほかにもう一つ、年金システムの改修の件でございますが、1つは、ことしの10月から年金機構との情報連携が開始され、必要な情報をマイナンバーによって取得できるように機構がなったため、様式の統一化が図られることになったことによることです。国民年金の免除申請の様式変更によるシステムの改修でございます。もう一つは、消費税の値上げに伴い、年金生活者支援給付費が支給されます対象者の所得情報を年金機構が収録するために必要なシステム改修ということでございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第67号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑をします。

9 ページ 1 款 1 目 1 項13節、システム改修委託料118万8,000円について説明をお願いします。一般会計のほうで少し出ましたけれども、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

システム改修の改修内容でございます。

まず1つは、国保総合システムの改修費で69万3,000円でございます。内容は、平成30年12月に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律に伴う外国人の残留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係るコード等を追加し、外国人被保険者の残留資格を管理するために必要なシステム改修でございます。

次に2つ目でございますが、こちらのほうにつきましては、情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトの改版で49万5,000円でございます。内容といたしましては、令和2年6月から外来年間合算の支給申請における自己負担額証明書の提出を省略できるようにするなど、被保険者の利便性の向上を図るためのレイアウト改版を行うものでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

2つ目の情報提供ネットワークの関係で、今、令和2年6月から外来年間合算というのは、確定申告などの関係で料金の申告が簡略されるというような話と関係あるのかということと、それから一般会計の補正予算で、マイナンバー利用とありますけれども、新聞報道などによりますと、公務員の方はマイナンバーを使って健康保険証が利用できるような話もありますけど、そういう関係はどうなっているのでしょうか。

○保険年金課課長補佐（石原優雅君）

1つ目の質問でございます。申告に関する関係でございますが、年間外来合算を出すのが、年間の8月診療から7月診療という形、年間の金額になりますので、確定申告のほうでは使えないという形になりますので、そこら辺はちょっと御了承いただきたいと思えます。

あと、保険証の関係のマイナンバーを使ってという形になります。こちらのほう、改修のほうが来年度に国のほうから改修をするように指示が来ていますので、来年の予算という形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第68号（質疑）**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第13・議案第68号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議



題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・請願第4号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第14・請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第69号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第15・議案第69号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第69号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、令和元年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告を鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改正する必要があるからでございます。

議案第69号、資料2、改正概要をごらんください。

改正の内容といたしましては、特定任期付職員の給料表の1号給の給料額を37万4,000円から37万5,000円に引き上げ、また期末手当支給率を0.05月分引き上げ、1年間における期末手当支給率を3.35月から3.4月に改定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、一部の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、議案第69号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第70号から日程第18・議案第72号まで（提案説明・質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第16・議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第18・議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第71号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての3条例改正について一括御説明をいたします。

提案理由としましては、令和元年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給料改定に関する勧告を鑑み、議会の議員、市長、副市長、教育長の期末手当を改正する必要があるからでございます。

各議案の資料の2、一部改正の概要のほうをごらんいただきたいと思います。

この3条例改正の内容につきましては、期末手当支給率を0.05月分引き上げ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の1年間における期末手当支給率を3.35月から3.4月に改定するものでございます。

なお、この3条例改正は、公布の日から施行し、一部の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第16・議案第70号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第18・議案第72号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、議案第70号から72号までですが、それぞれ議員と教育長、副市長、市長について、全体の値上げ総金額については補正予算が組まれているんですが、それぞれ幾ら値上げがされるのかお伺いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それぞれのアップの額ということで、お答えさせていただきたいと思います。

年間のベースということでお願いしたいと思います。議長につきましては801万円から810万6,120円の9万6,120円のアップ、副議長が720万9,000円から727万3,080円の6万4,080円のアップ、議員が640万8,000円から647万2,080円の6万4,080円のアップでございます。市長につきましては、1,569万4,332円から1,574万4,905円の5万573円のアップ。副市長が1,298万275円から1,303万847円の5万572円のアップ。教育長が1,132万8,240円から1,136万1,955円の3万3,715円のアップでございます。以上です。

○18番（河合克平君）

いずれも上がるのは0.05だと思うんですが、議会議員が6万4,000円のアップと、議長が9万円のアップ、副議長が6万4,000円のアップ、議員のアップするのが3万円のアップでいいですよ。今、6万円と何か聞いた気がするんですけど、その確認を一度お願いします。

○人事課長（小林徹男君）

失礼しました。

期末手当のアップ率だけの額の増額分、答えさせていただきます。

市長が4万6,700円、年額です。副市長につきましては3万8,650円、教育長につきましては3万3,700円、議長につきましては3万360円、副議長につきましては2万7,240円、議員につきましては2万4,240円。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

○保険年金課長（横井 誠君）

済みません。先ほどの母子・父子の数でございますけど、御報告させていただきます。

お母さんの数でございますけど2人増加、お父さんの数にいたしまして3人減少。お子さんにつきましては、母子・父子それぞれのお子さん合計で報告させていただきますけど、40名の増加ということであります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第73号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・議案第73号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第73号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、令和元年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告を鑑み、職員の給料月額、住居手当及び勤勉手当を改正する必要があるからでございます。

議案第73号、資料3、一部改正の概要をごらんください。

給料月額の改正では、行政職給料表を初任給及び若年層の給料月額を中心に平均0.1%改定し、単純労務職給料表につきましても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。

住居手当の改正では、手当支給対象となる家賃月額の下限を4,000円引き上げ、手当月額の最高支給限度額を1,000円引き上げるものです。

1ページの勤勉手当の改正では、勤勉手当支給率を0.05月分引き上げ、1年間における勤勉手当支給率を1.85月から1.9月に改定するものでございます。

なお、この改正に伴う影響額につきましては、資料4のとおりでございます。

この一部改正の施行期日につきましては、公布の日から施行し、一部規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、議案第73号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○18番（河合克平君）**

まず、今回人事院の勧告によってということですが、ラスパイレス指数はどのような変更になるのか、推測で構いませんが教えてください。

あと、若年層の給与月額を引き上げるということなんですが、若年層の給与月額を引き上げることに限定をしたその理由についても教えてください。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

まず、ラスパイレス指数のお話でございますが、今回、国と同じ形での人事院勧告に従って改正するということですので、基本的にラスの変化というのはないというふうに考えております。

もう一点、若年層の問題でございますけれども、こちらにつきましては、人事院のほうは4月1日に調べます給与の調査のほうで、若年層に差が大きいということもありまして、若年層を中心に改定がされたものでございます。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第74号（提案説明・質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第20・議案第74号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第74号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,574万8,000円を追加し、総額を218億3,527万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、先ほど上程されました人事院勧告に基づく条例改正議案5件に伴う人件費の計上であります。

なお、歳入につきましては、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を財源として計上をいたしました。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷲野聰明君）

次に、議案第74号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、補正予算について質問します。

財源については、財政調整基金が1,500万円ということで財政調整基金を繰り入れられるということなのですが、先ほどのお話の中では、市民税等々が1億何千万円増収になっているという話もありましたが、これはそういった予算、収入増額をしていないので、とりあえずは財政調整基金を使って繰り入れをして、この分については財源に充てるという、そういうことでいいのでしょうか。決算でもよく変わるという状況でいいのでしょうか。

○総務部長（奥田哲弘君）

そういった理解で結構でございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第75号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第21・議案第75号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第75号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

この補正予算につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、総額を67億2,873万3,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、総額を1億2,375万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、事業勘定及び直営診療施設勘定ともに人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の改正議案による人件費の計上でございます。

なお、歳入につきましては、事業勘定は一般会計繰入金金を、直営診療施設勘定は繰越金を財源として計上いたしました。以上、よろしく申し上げます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、議案第75号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第76号（提案説明・質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第22・議案第76号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第76号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

この補正予算につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、総額を53億9,073万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、総額を1,814万円とするものでございます。

補正予算の内容は、保険事業勘定及びサービス事業勘定ともに人事院勧告に基づく職員の給

与に関する条例の改正議案による人件費の計上でございます。

なお、歳入につきましては、それぞれの負担割合による財源を計上いたしました。以上、よろしく申し上げます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、議案第76号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○18番（河合克平君）

介護保険の特別会計の部分だけ、それぞれの負担割合でふえたということですが、歳入について、保険料で5万円、国庫支出金で7万5,000円、支払基金交付金で1万9,000円と、これは細かく補正がされています。それぞれのこの金額が出るには、歳出に合わせるためにこれらを計算し直さないといけないということだと思いますが、その辺のことについて、もう一度もう少し詳細にお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

この介護保険につきましては、給付事業と地域支援事業がございまして、それぞれ国・県・市、あと診療報酬支払基金、そういったところの負担割合がございまして、そういったところからの計算でこの額がはじき出されているものでございます。お願いします。

○18番（河合克平君）

歳出が48万5,000円で、この歳出をふやすためには、それぞれの負担割合をふやしていかないと、ふやすことが法律で決められているという、そういう理解でいいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

人件費につきまして、それぞれの先ほど申し上げました費用の負担割合によって歳入を計上したというものでございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・委員会付託について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第23・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第56号から議案第76号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第4号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりで

ございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月20日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分 散会